

平成 18 年(2006 年)3 月 15 日  
建設委員会資料  
都市整備部住宅担当

## 居住安定支援事業の実施について

### 1. 事業目的

連帯保証人の確保が難しい高齢者世帯や障害者世帯が、(財)高齢者住宅財団の家賃債務保証制度を利用する場合にその費用の一部を助成するとともに、訪問による安否確認等を行なうことにより、転居先住宅が確保できるように支援する。

### 2. 対象世帯

- 区内の民間賃貸住宅に転居する世帯で、次のすべての要件を満たす世帯。
- (1) 65 歳以上のひとり世帯又は 65 歳以上の方を含む 60 歳以上の方のみで構成される高齢者世帯、障害者世帯(身体障害者手帳 1~4 級、愛の手帳 1・2 度、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の交付を受けた者を含む世帯)
  - (2) 区内の民間賃貸住宅に 2 年以上居住している世帯
  - (3) 前年の月額所得が 200,000 円以下の世帯

### 3. 事業内容

#### (1) 家賃債務保証制度利用に対する助成

対象世帯が、(財)高齢者住宅財団の家賃債務保証制度(月額家賃の 35 % を負担する。家賃滞納があった場合は、住宅財団から 6 か月分を限度に滞納家賃が家主に支払われ、入居者は住宅財団から滞納家賃相当額が請求されるしくみ)を利用する場合に、その費用の 1/2 を初回契約時にのみ助成する。(限度額 15,000 円)

生活保護世帯を除く。

#### (2) 見守り支援

対象世帯の転居後の住宅を、委託を受けた介護保険事業者(住宅介護支援事業者)が月 1 回訪問し、安否の確認と身の回りの相談等を行なう。  
介護保険の居宅サービス利用者を除く。

### 4. 事業開始時期

平成 18 年 4 月 1 日

### 5. 区民への周知

区報(4 月 23 日号)及びホームページ掲載  
宅地建物取引業協会を通じて対象世帯及び家主に制度案内